

令和元年度第2回埼玉県環境審議会議事録

招集の期日	令和元年11月22日(金)		
開催の場所	あけぼのビル 501会議室 (さいたま市内)		
開閉の日時	開会	11月22日	午前10時
	閉会	11月22日	午前11時56分
出席状況	別紙のとおり		
概 要			
<p>1 開 会</p> <p>2 議 事 諮問事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 次期地球温暖化対策実行計画の策定について <p>3 閉 会</p>			

別紙

出席状況

委員数 20人

出席委員 17人

小川芳樹	東洋大学経済学部長
保倉明子	東京電機大学教授
宮崎あかね	日本女子大学教授
森川多津子	(一財) 日本自動車研究所主任研究員
安原正也	立正大学教授
横田樹広	東京都市大学准教授
藤川久之	埼玉県弁護士会弁護士
佐野幸子	埼玉県女性薬剤師会薬剤師
小島直子	(公財) 埼玉県生態系保護協会普及広報部上席主任
吉川尚彦	埼玉県生活協同組合連合会代表理事会長理事
田島隆	(一社) 埼玉県猟友会会長
飯塚俊彦	埼玉県議会議員
小久保憲一	埼玉県議会議員
深谷顕史	埼玉県議会議員
宮崎善雄	吉見町長
泉和年	公募委員
田上貴	公募委員

欠席委員 3人

藤吉秀昭	(一財) 日本環境衛生センター副理事長
永島朗	埼玉県農業協同組合中央会専務理事
萩野頼子	(一社) 埼玉県商工会議所連合会女性会連合会会長

第2回 埼玉県環境審議会

令和元年11月22日（金）

午前10時00分 開会

○司会（宮原） 皆様、大変お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから令和元年度第2回埼玉県環境審議会を開会させていただきます。

私は、本日の進行を務めさせていただきます埼玉県環境部環境政策課副課長の宮原でございます。どうぞよろしくお願いたします。

初めに、資料を確認させていただきます。

本日の議事資料につきましては、事前にお送りさせていただいておりますが、もしお持ちでない方がいらっしゃいましたら事務局にお申し出ください。

それでは、当日の机上配付資料一覧に沿いまして御確認をお願いいたします。まずA4、1枚のもので本日の次第、次に席次表、第13期埼玉県環境審議会委員名簿、埼玉県環境審議会規則、カラーのリーフレットになりますが、「ストップ温暖化埼玉ナビゲーション2050」（概要版）、以上が本日の配付資料となっております。

参考になりますが、事前に郵送させていただいているものは、埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）というちょっと厚手のものと、ポンチ絵になりますけれども、参考資料1-1とありまして、次期地球温暖化対策実行計画の策定についてというもので、3枚つづり、3ページものになっております。以上よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○司会（宮原） それでは、ここで埼玉県環境部長の小池より御挨拶を申し上げます。

○小池環境部長 皆様、おはようございます。環境部長の小池でございます。

本日は令和元年度2回目の環境審議会ということで開催させていただきましたところ、小川会長様初め、大変皆様方、お忙しい中、また本当に今日は足元も悪く冷たい雨の降る中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

委員の皆様方には、環境審議会での御指導はもとより、それぞれのお立場におかれまして本県の環境行政に、多大なる御理解、御協力、御指導をいただいておりますことに、この場をお借りいたしまして厚く御礼を申し上げます。

早速ではございますが、本日、御審議いただきますのは、諮問事項1件、次期地球温暖化対策実行計画についてとなっております。現在の計画は、平成21年度をスタートといたしまして、計画期間の中間年に当たります5年後の平成26年、一度国内外の動向を踏まえた見直しを行い、現在に至っております。県といたしましては、この地球温暖化ということでパリ協定の採択などの昨今の状況、また今回台風などもございまして、この気候の変動というのを身をもって皆さん感じておいでではないかと思っております。そういったものも見据えまして、しっかりとした計画として策定したいと考えております。

委員の皆様方にはぜひ御審議に当たりまして、どうか忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し

上げまして、私からの挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○司会（宮原） 本日の会議ですが、全委員20名のところ、17名の委員の方に御出席いただいております。埼玉県環境審議会規則第6条第2項の規定により、本日の会議は成立していることを御報告いたします。

埼玉県環境審議会規則第6条第1項の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、以降の進行を小川会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○小川会長 皆さん、おはようございます。

今日もぜひ活発な御議論をお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事を進行させていただきます。

会議の公開でございますが、審議会は原則として公開するとされております。審議事項等を考慮しても公開することに問題はないというふうに考えますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○小川会長 ありがとうございます。

それでは、会議の公開を認めます。

本日の傍聴者はいらっしゃいますでしょうか。

○事務局 本日の傍聴者は2人です。

○小川会長 はい、じゃ、お入りいただきください。

〔傍聴者入室〕

○小川会長 それでは次に、議事録署名委員の指名をさせていただきたいと思います。埼玉県環境審議会規則第10条第2項によりまして、本日の議事録署名委員お二人を指名させていただきます。

佐野委員と田島委員にお願いしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○小川会長 ありがとうございます。それでは、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次第に従いまして3番の議事に入りたいと思います。本日は諮問事項が1件でございます。

諮問事項1の次期地球温暖化対策実行計画について、初めに県のほうから御説明をお願いしたいと思います。

○松井温暖化対策課長 温暖化対策課長の松井と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、次期地球温暖化対策実行計画の策定について御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、座って説明させていただきます。

今回諮問いたします地球温暖化対策実行計画は、埼玉県全体の温室効果ガス削減に関する計画で、地球温暖化対策推進法により都道府県や政令指定都市などに策定が義務づけられているものでございます。

本日、次期地球温暖化対策実行計画の大綱（案）を資料、諮問事項1としてお配りさせていただいております。説明につきましては、現行計画の概要及び次期計画大綱（案）の内容について、参考資

料1-1に基づき御説明させていただきます。

それでは、参考資料1-1、次期地球温暖化対策実行計画の策定についての1ページを御覧ください。

まず、1、現行計画の概要と進捗状況の(1)現行計画の概要でございます。

現行計画の概要について御説明申し上げます。

現行計画の名称は、「ストップ温暖化埼玉ナビゲーション2050」で、2009年2月に策定し、2015年3月に改訂しております。

計画期間は、2009年度から2020年度までで、2020年における温室効果ガス排出量を、需要側でございますが、2005年比で21%削減するという目標を掲げております。この目標は県民や事業者など、需要側の削減努力を明確に示すため、電力排出係数を計画の基準年である2005年度の値に固定して設定したものでございます。

次に、(2)県の温室効果ガス排出状況でございます。

①県全体の棒グラフを御覧ください。

グラフに示しますとおり、県内の温室効果ガス排出量は年々減少傾向にあります。最新の数値である2016年度の温室効果ガス排出量は二酸化炭素換算で3,663万トンとなっており、基準年度である2005年度と比較しますと14.7%減となっております。

続いて、②部門別の折れ線グラフを御覧ください。

このグラフは、主要部門の温室効果ガス排出量の推移を示したものでございます。排出量が多い順に御説明いたします。

産業部門の2016年度の排出量は1,006万トンで、基準年度の2005年度に比べ25%減と大きく削減されております。運輸部門の2016年度の排出量は936万トンで基準年度比11%減となっております。家庭部門は2010年度まで排出量が増加しておりましたが、2011年度以降、減少傾向に転じ、2016年度の排出量は724万トンで基準年度比5%減となっております。業務部門の2016年度の排出量は408万トンで基準年度比33%減と大きく削減しております。

続きまして、ページの右側(3)現行計画に掲げる主要部門の主な取組を御覧ください。

現行計画に掲げる主な取組について御説明申し上げます。

まず、産業部門・業務部門の取組といたしまして、温室効果ガスを継続して多量に排出する大規模な事業所に、県が削減目標を設定し、その達成を求める目標設定型排出量取引制度を推進しております。また、中小企業における省エネルギー対策を促進するため、CO₂排出削減設備の導入に対する補助や低利融資による財政支援、省エネルギー診断の実施などを行っております。

次に、家庭部門でございます。家庭部門の取組として、簡単なチェックシートの活用により、エアコンの適正使用など日常生活による省エネルギーを意識し、CO₂削減の取組を県民に呼びかけるエコライフDAYへの推進を行っております。また、家電量販店やホームセンターなど、一定規模以上の店舗に省エネ性能の表示や説明などを義務づける家電製品省エネ情報提供制度により家電の買い替えの促進を行っております。

次に、運輸部門でございます。運輸部門の取組として、一定台数以上の自動車を使用する事業者に

CO₂ 排出削減に関する計画の作成や低燃費車の導入を義務づける自動車地球温暖化対策計画制度を推進しております。

ページをおめくりいただき、資料の2ページを御覧ください。

2、埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）大綱（案）の概要について説明させていただきます。まず、第1章、総論でございます。

計画策定の趣旨ですが、国内外の地球温暖化対策に関する情勢の変化や、本県における温暖化影響の深刻化を受けて、地球温暖化対策をさらに進めていくため、新たな実行計画を策定するものでございます。

本計画は、地球温暖化対策推進法に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」、気候変動適応法に基づく「地域気候変動適応計画」、環境基本計画における個別計画と位置づけられているものでございます。

計画期間は、2020年度から2030年度の11年間とし、中間年度をめぐりに計画を見直すことを規定しております。

次に、第2章、地球温暖化の状況と取組でございます。

次期実行計画を策定するに当たり、踏まえるべき国内外の取組を示しております。

①の国際的な取組でございますが、2015年12月にパリで開催された第21回気候変動枠組条約締約国会議（COP21）で温室効果ガス削減のための新たな国際枠組であるパリ協定が採択され、2016年11月に発効しております。また、2015年9月の国連サミットで、持続可能な開発目標、いわゆるSDGsが採択されました。SDGsの目標には気候変動やエネルギーといった地球温暖化対策に密接に関連した目標も含まれております。

次に、②日本の取組です。

2016年5月に国の地球温暖化対策計画が閣議決定されました。この計画では2030年度に、2013年度比で温室効果ガス排出量を26%削減するという中期目標が示されております。また、今年6月にはパリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略が策定されました。この戦略では、今世紀後半のできるだけ早期に温室効果ガス排出実質ゼロの「脱炭素社会」を実現するという目標を掲げています。

続いて、第3章、目指すべき将来像です。

この計画では、第2章で示した地球温暖化対策への取組を踏まえて、脱炭素化が進み、気候変動にも適応した持続可能な埼玉を目指すべき将来像として掲げることとしております。

ページ右側に移りまして、第4章、温室効果ガス削減目標と地球温暖化対策の進め方です。

温室効果ガス削減目標は、基準年度である2013年度の温室効果ガス排出量から追加的な対策を見込まないまま推移した場合の2030年度の温室効果ガス排出量を推計し、そこから削減効果を積み上げて設定しております。削減効果として、電力排出係数の改善による供給側対策として852万トン、省エネ対策といった削減措置として1,082万トンをそれぞれ見込みました。その結果として、2030年度における埼玉県の温室効果ガス排出量を2013年度比で26%削減するという削減目標を設定しております。

資料をおめくりいただき、3ページ、第5章、地球温暖化対策（緩和策）について説明いたします。

温室効果ガス排出削減対策である緩和策について、部門ごとに施策を整理しております。

工場や商業施設などの産業・業務部門は、引き続き大規模事業所に対する目標設定型排出量取引制度の推進を進めるとともに、暑さ対策に資する省エネ設備等の導入支援などの施策を進めてまいります。

家庭部門につきましては、ゼロエネルギー住宅（ZEH）やエコリフォームの普及促進といった住宅の低炭素化などの施策に取り組みます。

運輸部門は、EV・PHVなどの次世代自動車の普及促進や道路、交差点の整備といった交通流対策などを進めます。

廃棄物部門、その他温室効果ガスの対策として、太陽光パネルリサイクルの推進やプラスチックごみの発生抑制などを進めます。

吸収源対策につきましては、適正な森林整備の推進や身近な緑の創出に取り組みます。

部門横断的対策としては、太陽光発電や分散型エネルギーの普及推進、環境・エネルギー分野の先端産業の育成などを進めます。

続いて、第6章、地球温暖化対策（適応策）でございます。

適応策とは、地球温暖化の影響による被害を回避・軽減する対策のことです。本県においても、夏の異常高温による米の品質低下、強い雨の発生回数の増加や熱中症搬送者数の増加といった地球温暖化の影響が顕在化しております。この影響が今後深刻化する恐れがあることから、適応策と緩和策を両輪として温暖化対策を進めてまいります。

適応策については、農業・林業部門、自然災害部門、健康分野など6個の部門について、農産物の高温障害を軽減する栽培管理技術者の開発、治水施設の整備の推進、熱中症予防などに取り組みます。

ページ右側、第7章、計画の推進・進行管理です。

計画は、温室効果ガスの排出状況や取組の進捗状況などを把握し、施策の見直しを行うことによりPDCAサイクルに基づいて推進します。

また、埼玉県5カ年計画や環境基本計画に掲げられた温暖化対策に関連する指標の推移を把握し、計画の進捗状況の評価に活用してまいります。

最後に、参考として、実行計画とSDGs目標の関連をお示ししております。

2015年に採択された持続可能な開発目標、いわゆるSDGsは誰一人取り残さない持続可能な発展、成長を目指すものです。SDGsの17の目標には、目標13、気候変動に具体的対策をとった気候変動に直接関連する目標のほか、気候変動と関連する目標も多く設定されていることから、実行計画に掲げる施策とSDGs目標の関連を整理いたしました。

その結果、例えば産業・業務部門には、気候変動のほか、経済成長、産業技術革新の目標に関連する施策が掲げられているなど、計画全体でSDGsの17の目標のうち13の目標に関連する施策が掲げられております。

以上で資料の説明を終わります。

以上、本日お示しした大綱（案）については、別途設置しております地球温暖化対策の検討に関する専門委員会に先週提示したほか、埼玉県議会12月定例会での報告や県民コメントを実施していく予

定でございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○小川会長 御説明どうもありがとうございました。

それで、ただいまそういった意味では、諮問事項1の次期の地球温暖化対策実行計画ということでまとめられた配付のものがあるわけですが、その中に、要点としてどういうことが整理されているかということ参考資料の1-1を説明するという形で御説明をいただいたと思います。

それでは、皆様のほうからこの諮問事項である計画につきまして、御意見あるいは御質問をお願いしたいと思いますが、県におかれましては委員各位からの御質問などについて、課長さんだけでなく、適宜担当の方からお答えいただいても結構ですので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

それでは、どなたでも結構ですが、御意見あるいは御質問のある方、お願ひしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔発言する者なし〕

○小川会長 じゃ、ちょっと最初質問という形で確認をさせていただきたいところが少しありますので、よろしいですか。

参考資料の1-1のところの部門別の過去の変化が示されているんですけども、この過去の変化が示されているのに対して、第4章のところです。16ページのところになりますが、ここにやはり部門別の実績の数字が出ていて、2000年から2015年まで、10年から15年のところも13年を入れて示されているんですけども、ここに示されている数字と、それからこのグラフに示されて与えられている数字との間は、ちょっと不整合が発生しているような気がするんですけども、同じものなのか、グラフはもう少し限られた部分を取り出して作られたものなのか、その辺を御説明いただきたいと思ったんですが。

○松井温暖化対策課長 諮問事項1の16ページの表4-2の実績の数字と、この参考資料1-1の部門別の数字が違うのではないかと。

○小川会長 特に家庭部門が、例えば2010年からでも増えているように見えるんですよ、16ページのほうで見ると。でも先ほどの御説明だと減っているという形で御説明をされていたと思うんですけども、そういったところが少し食い違っていたもんですから、それをちょっと確認しようと思ったんですが。

○松井温暖化対策課長 まず、こちらの諮問事項1の数字でございますが、2016年度の数字はすみません、反映されておりませんので、若干そういう意味では数字が……

〔発言する者あり〕

○松井温暖化対策課長 すみません、諮問事項1のほうは変動、排出係数を変動させた数値でございます。一方、参考資料1-1につきましては、排出係数を2005年度に固定をした数字を整理しているという関係で、すみません、数字が2つ見えるような形にはなってございます。

○小川会長 ただ、ここは現況を報告されているところなんで、実績は一つではないかという気がするんですけども。

○相澤温暖化対策課主幹 すみません、現行計画につきましては、参考資料1-1に示されております現行計画の概要の(1)の一番下に書いておりますとおり、電力の排出係数を2005年度の値に固定

して算出した数値をこの参考資料1-1のグラフではお示しをしております。これにつきましては、前回2015年に現行計画を改訂した際に、東日本大震災を機とする原子力発電所の停止に伴いまして、電力排出係数が大幅に増加したということで需要側の削減努力を適切に判断するため、このような計算方法で算出したものでございます。

一方、今回の大綱(案)での16ページにお示ししている数値は、電力排出係数をその年度年度の排出係数を用いて算出したものであるということと、若干今回の計画策定に当たって、計算に用いる統計数値の見直しを行ったことから、こちらの参考資料1-1の数値と大綱の数値が異なっているということでございます。

○小川会長 そうすると参考資料のほうの下に出ているグラフのほうは、どちらかというと現行計画の中で、2005年を固定して計画として与えられた計画値のようなもので、それで実績は16ページにあるほうの数字が実績を示しているという理解の仕方をすればよろしいですか。

○相澤温暖化対策課主幹 はい、そのとおりでございます。

○小川会長 あともう一点は、次の18ページ目のところで、表4-3がありまして、先ほどの御説明だと供給側対策というのは排出係数の修正というか、違ったものになるとか、そういったことによって生じる外的な要因で変わる内容だというふうで、対策による策定見込量のほうが、省エネ対策とかそういうものを実施する部分ということで考えられている削減の見込みだという御説明だったと思うんですけども、供給側対策のほうがそういう意味合いだということを考えてときに、一番大きいのは電力、要するに電力会社から供給される電力の排出係数が変化するという部分が大きんじゃないかと思うんですけども、ただ、そう考えたときに、産業部門、業務その他部門、家庭部門のところのBAUの数字が大体類似したレベルにあるのに対して、供給側対策が産業部門だけ業務その他部門とか家庭部門に比べると、かなり小さくなっているような気がするんですね。それで、これが一体何が効いてこういう結果になっているのかというのがちょっとわからなかったもので、そこをお聞きしたいんですけども。

○相澤温暖化対策課主幹 ただいまの御指摘でございますけれども、産業部門のほうは業務部門や家庭部門に比べまして、燃料等の使用の割合が多いということで、こちらの供給側対策については電力排出係数の改善分に該当するわけですけども、家庭に占める全CO₂排出量に占める電力の割合と産業部門に占める電力の割合というのが、産業部門のほう小さいということで、この供給側対策による削減分が小さくなっているというところでございます。

○小川会長 わかりました。了解しました。

電力の持っている割合が大分部門で大きく違って、それで影響の度合いが違っていているということですね。ちょっと数字を見ていて疑問に思ったことは以上の2点だったものですから、先にお聞きしておいたほうがいいんじゃないかと思ってお聞かせいただきました。

それでは、ほかの委員の皆さん、いかがでしょうか。

深谷委員、どうぞお願いします。

○深谷委員 御説明ありがとうございます。

ちょっと個別のことなんですけれども、分散エネルギーの普及促進ということで、ちょっと私専門

なんで、コージェネレーションのシステムの導入の支援、進めていただいていると思うんですけども、例えば県立小児医療センターですとか、その上で、これ、環境省のほうで地域の防災・減災、低炭素化を導入実現、自立・分散型エネルギー設備導入推進事業という長い名前で二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金ということで、これ244億円だと思うんですけども、これ幾ら見ても埼玉県の自治体さんの公募というのが出てきていないような形で、これ実際活用して、またその周知というか、それが本県においてどのくらい、過去に使って導入しているところがあれば、御存じであれば教えていただきたいんですけども、ちょっとこの国のほうに聞きますと、この予算が余り使われていない。それは導入する側のメリット・デメリットとかいろんなことがあるので波が沈んでしまうというようなこともあるかと思うんですが、ただ、予算が大分余っているというふうにお伺いしているものですから、積極的に導入の促進をするべきじゃないかなという、ちょっとその辺の考えをお伺いしたいのがまず一つと。

あともう一つは、この県有施設のLED照明の導入のことについてなんですけれども、これちょっとたまたま今別のことで、県立学校、特別支援学校、これが例えば体育館の照明というのが水銀灯が使われていて、300ワットとか400ワットなんですけれども、それをLEDに換えていくということは、大規模修繕にあわせてしていただいているかと思うんですけども、それを率で出すとまだ11%ということで、大規模修繕を待っていると、結局そのタイミングが来ないと換えないということなんで、あと20年ぐらいかかるというふうにご前お伺いしたんです。あと道路の街路灯もそうなんですけど、水銀灯についてはもう大手のメーカーが2020年から製造中止に入りますので、球自体のコストもかかりますし、そうした状況があるので、もうちょっと促進をするのであれば県有施設に関しても積極的にLED化を進めていくべきだと。特に体育館とか街路灯もそうですけれども、球が切れて交換するのが、切れた場合にコストが当然それだけかかるのと、あと製造中止になるので小さいメーカーさんしかつらなくなるので、球自体のコストがどんどん上がってきてしまうので、世の中に突然なくなるわけじゃないんですけども。それは街路灯もたくさんまだありますし、そうしたことは積極的に進めていくべきではないかなというふうにご前お伺いしたんですけども、ちょっとその辺に關しましてお伺いできればと思います。

以上2点でございます。

○小川会長 それじゃ、分散エネルギーの支援に関連したお話とLED照明についてのお話だったと思いますが、それで御質問にお答えいただくのはいいんですけども、諮問事項のこの内容について、もしお答えの中で何か考えていることがあったら、少しページをどこだということを書いていただいて、そこについてのお考えを言っていただけるといいんじゃないかと思っておりますので、よろしくお願いたします。

はい、どうぞ。

○石塚エネルギー環境課長 深谷委員の御質問のうち、環境省、分散型エネルギー補助についてお答えを申し上げます。

県で、過去に多分同様の補助金だと思われませんが、26年から28年度の3か年にかけて国の補助金をいただいて、それを基金に積み立てる形で活用させていただいた事例がございます。まず、県で

導入した例としては、3か年で19施設に太陽光を導入させていただきました。それから、市町村が同様の補助金を活用しまして、3か年で76施設に導入を図っております。また、同様の補助金を使いまして民間の施設にも活用をいただいております。特に市町村においては、避難所であるとか、庁舎等で活用している事例がございます。広報は私どもで案内をしていますが、使われていないという現状でございます。

以上です。

○松井温暖化対策課長 それでは、まず特別支援学校などのLEDの導入の関係でございますが、県有施設などにつきましては、今諮問させていただいております実行計画のうちの事務事業編という埼玉県庁が進めていく温暖化対策のための計画がございまして、その中で県有施設のLED化などに取り組んでいるところでございまして、その中で進めているというところでございます。

それとあと、道路の街路灯につきましては、本日お配りしている資料の例えば24ページのところに、道路街路灯のLED化ということで、こういった計画に位置づけて転換を推進していくということで位置づけさせていただいておりますので、この辺のところをしっかりと進めていくということでございます。

○小川会長 よろしいですか、お答えとしては。

○深谷委員 はい。

○小川会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがですか。

宮崎委員、お願いいたします。

○宮崎（あ）委員 すみません、2点教えていただきたいと思うんですけども、まず今回の策定の一番の目標が2005年比で21%ということで、その2005年を基準年にするというところが、また一つの判断だと思っておりますけれども、このパリ協定との整合性を考えると2013年が基準年になって26%削減ができていくかどうかというところが、例えばこの資料の1-1の文章のところの資料にあるわけですが、それを埼玉県の基準と考えるとどうなんだろうというのが見えてこないというんですかね。例えばここの数字だけ見ると、今の状況で、パリ協定に基づいて考えれば2030年度の排出量は3,674万トンということになるわけですね。そうすると今回の目標値である3,380というのは、かなりそれを下回るということで、今のこの参考資料1-1の左側の県全体の目標年度2020年に掲げられている数字が3,380で、もう下回っているというか、かなり、もっと積極的な数字になっているということに読めてしまうんですね。そうすると、なぜこの21%削減という削減目標の値が出てきたかという部分がちょっとよくわからないんですけれども。そこはどういうふうに考えたらよろしいでしょうか。

パリ協定から考えたときの値からすると、もうかなり積極的な目標値を掲げられているというふうに読める、その21%削減という数字はどこから出てきたんですかというのが一番最初のところの質問なんですけれども、よろしくお願いいたします。

○小川会長 どうぞお答えください。

○松井温暖化対策課長 今御質問いただいたところは、現行計画でございまして、現行計画では2005

年比で2010年度までに21%削減するというので進めておまして、次期計画は基準年を2013年度に変えまして2030年度に26%の削減をするという形に変更してございます。

○宮崎（あ）委員 今の計画では基準年が2013年度になる。

○小川会長 これは今、この諮問事項のほうの17ページのところに具体的に出ていると思いますけれども、そこで2030年度における目標を2013年度比26%削減するということですので、一応2013年度を基準に考えているという形にはなっていると思います。

○宮崎（あ）委員 基準年が変わって、もう2013年度を基準にして考える。承知しました。ありがとうございます。

○小川会長 2点あるとおっしゃいませんでしたか、たしか御質問が。2つあるとおっしゃったような気がしたんですけれども。

○宮崎（あ）委員 その基準年が2005年のままでいいんですかということと、あともう一点が21%削減という数値がどこからきたかということを知ったかだったんですけれども、今の御説明でどちらも理解しましたので、ありがとうございます。

○小川会長 それでは、吉川委員。

○吉川委員 生協の吉川といいます。

私は、この資料を生協の組合員で読んだときにとか、どんなふうに説明しようかとか、あるいは消費者団体のほうもやっていますので、消費者団体の皆さんに県はこういうふうに考えているよと、そんなイメージを持ちながらちょっと読んでみましたけれども、基本19ページまでのところはとても読みやすいですし、この取組の意味なんかとかということも理解、非常にしやすいかなというふうに半分くらいはしました。ただ、この19ページまでの最大の論点は削減目標だったと実は思っていました、それはどうこう言うぐらいの私は力量があるわけじゃありませんけれども、コープのところも運輸部門、業務部門、それから若干家庭部門も抱えているということで、全部この生協でどういう目標立てるかということでこの間議論をしてきております。

結局今までやってきたことの延長線上で物事を考えるのか、あるいはありがたい姿からバックキャストみたいなことでやる。例えば大きな論点で、我々としてはありがたい姿から一旦出してみようということで、本当にそんなことはできるのかというのは横には置けないんですけれども、実行計画が細かくあるわけではありませんけれども、2030年のところが40%削減目標と、2050年のところでは9割削減するという、一旦掲げてみました。ただ、本当にそれがどういうふうに具体化されていくのかというのは、これからの生協だけではない社会的な変化も含めてのことだというふうには思っておりますけれども、それとの関係で、それから国も20%で、県の場合はいろんな部門も抱えておりますので、そういうことかなというふうに一旦は受け止めさせていただきました。ただ、それ自体はやはり国際社会の中でも大きな論点としてずっとあるだろうというふうに思います。

それから、これは大綱であるのと多分実行計画というふうにも書いてあるので、少しその次のところからざっと読んだ感じは、ちょっと何ていうんですか、ばらつきがちょっとというか、こっちにもあっちにも家庭部門ばいものが出てきたりというような、もう少しこういうことをやっていくよというふうに整理した形で、いずれは周知する場合あるいは対話している場合必要だと思いますので、そ

ういう整理が要るかなというような感じで読みました。

あわせて、本当に細かいことですが、25ページの(3)家庭部門のところ結構住宅とかというのが出てくるんですね。それで少しリアリティーのあることを申し上げますと、コープではうちエコ診断というものを結構真面目に取り組んでおりました。組合員に呼びかけて不定期でやる、でもなかなか手が挙がらなくて、うちエコ診断だけではなくてちょっと食育のことをやってみようかとか、いろんなアイデアを出しながら数年取り組んできたんですけれども、そのプロセスの中で最初は全部無料でできる補助が確かあったのが、途中から半分の補助になりまして、半分でも有料だとなかなか来ないんじゃないかということで、それはコープの持ち出しで半分の補助でもやったんですね。ただ、最終的には確かもうなくなったかなと思うんですけれども、結局有料も厳しいしということでちょっと今途絶えているところもありまして、ですので、いろいろ抱えているんですが、だからそれを裏づける実行支援策であり、これはこのことに限らないんですけれども、何かそういうことも見えてくると、消費者団体含めて、ぜひ活用しようよということで広げられるのではないかというふうに思いますので、その辺も考慮いただけないかと思います。

○小川会長 それでは、いかがでしょうか。

ただいま2点あったと思いますが。

○松井温暖化対策課長 まず目標の部分でしょうか。バックキャストということで、あるべき姿から何をやるべきかという考え方を整理したらどうかということでございます。削減目標をつくる際には、おっしゃるとおりバックキャストの考え方と今御説明しているBAUという考え方の2つで検討を進めてまいりました。バックキャストの考え方も十分理解はしているわけなんですけれども、実際に県ができることを考えたときに、やはり省エネの部分を中心だろうと、余りにも大きな目標を掲げることによって、その数字をどういうふうに達成していくのかと、その辺の政策的な裏づけがないのは計画としていかなものかというような話も、専門委員会の中でも御意見をいただきまして、そういった意見を踏まえまして、今回確実に、技術的な、または政策的な裏づけのあるものをバックベースとして2030年度に26%削減を進めていくと、そういう形でまず整理をさせていただいたところでございます。

それと、家庭部門へのいろいろな支援策というところでしょうか。そこにつきましては、いろいろな形でやっていかなくちゃいけないと思っております。NPO団体とか、そういったところを通じていろいろなわかりやすい情報をまずお知らせして、自分が何ができるのかということ具体的にお示しするような形、今でもエコライフDAYというような形で環境行動をすることによって、どれだけCO₂の削減につながるのかとか、そういったことも実際に体験をしていただくようなそういう仕組みもやっておりますので、いろいろな角度から県民の皆さんが具体的な行動につながるような情報もしっかりと出しながら必要な支援をしていきたいと思っております。

○小川会長 よろしいですか。

それで、今のところにちょっと関連させていただいて、20ページからの緩和策のところですけども、20ページのところに緩和策として大きくまとめのような形で、特に新規の課題とか、ある程度重点、力点を置いているようなところを多分ここへピックアップして、それでまずは出してあるという

状態だと思うんですけども、ただ、その後ろのほうにいったときにどういう構造でまとめられているかという、部門とかそういうことに分けて、それでいろいろなものがリストアップされているんですけども、ただ、一つ一つがある意味で同じ濃淡で見えてくるような構造になっているので、新規のところ、新規も入っていないですね。ですから、そういった意味ではこの中、後ろのほうでも新しい取組、新規で入るものは何かとか、例えば埼玉県らしい特徴を反映させた取組のようなものは何なのかとか、それから従来からやっているんだけど、まだまだこれからも可能性があって、やはり重点的に取り組みたい内容だとか、そういったところを少しクラシファイして、クラシファイというか、そういう符号みたいなものをつけていただいて、それが目に入ってメリハリがついて、一応皆さんに理解してもらえるような構造を少し考えたほうがいいんじゃないかなという気がしましたけれども、いかがでしょうか。

○松井温暖化対策課長 今いただいた御意見につきましては、濃淡が見えにくいということで、その辺のところは掲載の仕方とか、その辺のところでも工夫をして、県民の方に伝わるようにしていきたいと思います。

○小川会長 ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

ほかには皆さんのほうから御意見あるいは御質問でも結構です。

じゃ、保倉委員。

○保倉委員 2点あります。

まず1つ目が、23ページなんですけど、見出しの1つ目にありますインセンティブの付与ということなんですけど、この広く県民の方が御覧になる冊子で、インセンティブという言葉がちょっとまだ普及率はそんなにないと思いますし、ちょっとイメージは伝わりにくいかなと思いますので、その下の説明のところにもう少しわかるような形の説明があったほうがよろしいのかなと思いました。

もう一点が、これもちょっと言葉の問題なんですけど、目指すべき将来像として、脱炭素化が進み、気候変動にも適応した持続可能な埼玉ということなんですけど、SDGsでは持続可能というのは開発にかかっていると思うんですけど、持続可能な開発あるいは持続可能な社会というのはお見かけするんですけども、持続可能な埼玉というふうにすると、何となく言葉どおり受け取ると、何か現状維持みたいな何となくネガティブなイメージにも見えるような気がしまして、もちろんそうではなく、発展を伴って成長し続けるというイメージを込められているとは思いますが、ちょっと言葉だけ捉えるとちょっと伝わりにくいかなという印象を持ちました。これは感想です。

○小川会長 ただいま2点御指摘をいただきましたが、いかがでしょうか。

○松井温暖化対策課長 用語の部分につきましては、解説集とかを最終的な冊子にするときに付録としてつけますので、できるだけわかりやすいものにしていきたいというふうに思います。

それとあと今お話にございました将来像のところ、12ページでございますかね。この12ページのところの10行目のところを見ていただきますと、環境負荷低減の取組は経済成長にもつながる好循環を生み出すことを目指すということで、経済とか環境とか社会の統合的な発展というものをイメージいたしまして、持続可能な埼玉というような言葉であらわさせていただいたところでございます。

○小川会長 今、用語集のほうの話ですけども、後ろにつく形になったときに、やっぱりなかなか

読者の方はそこまでいって見ようという意思が働かないかもしれない、だからそのすぐ下に何か米印でもつけて必要な説明を入れるとか、そういうことを考えてあげたほうが多分丁寧なようなところとか、理解はしてもらえないんじゃないかという気もするんですけども、その辺はいかがですか。

○松井温暖化対策課長 わかりました。もう一回中身をいろいろ見て、わかりにくいとか、まだ普及していないんじゃないかというようなところは、できるだけわかりやすい言葉とか、あとはその同じページの下に注釈を入れるとか、利便性を考えながら構成を考えていきたいと思います。

○小川会長 もちろん分量によって考えていただければいいんじゃないかと思いますが、特にこれはここでちゃんと知ってもらったほうがいいというようなところは、できるだけそのページで見られるようにしてあげたほうが読者はわかりやすいのかなという気がいたします。

今の御回答でよろしいですか。はい、わかりました。

それでは、森川委員。

○森川委員 最初に小川会長のほうから御指摘があった点、宮崎委員からも関係しますが、この参考資料の1-1というのは、非常によくまとめられていてわかりやすく説明されていると思うんですね。この温室効果ガスの県の排出状況を見て、下がっているのを見て、多くの方が、すごく頑張っていていい結果が出ているなというのを納得されちゃうと思うんです。でもここはやっぱり電力排出係数を固定して算出しているというところが一番のポイントなのですが、やはりちょっとわかりにくくて、実績値が諮問事項の資料のほうの16ページにありますのが、これが本当だと思うんです。確かに、県民の皆さんみんなが努力しているというのを見える形で出すのはすごく大事だと思うんですけども、実際のその実績値が上がっていることをどこかにはきちんと書いておかないと、この参考資料だけで御説明することになる場合に、状況が見えないと思うんです。お配りいただいたきれいなこのパンフレットは、ちょっと前に作られたものだと思うので、余り新しいデータは出ていないんですけども、こちらのほうの排出実績のほうはちゃんと上がっている正しい数値が出ていて、これら2つがあって需要の排出も下がっていますよ、みたいに見えるようになっていると思うんです。こんな形で出すというのも一つ手はあるのかなと思いました。ちょっと下がっているだけを見て本当にすばらしいなと思ったんですけども、普通の方だとこっちを信じちゃうかなと思いました。

○小川会長 ただ、この参考資料の1-1については、この会議で説明するために作られた資料だと思うんで、多分外に出すことをお考えになっていないんじゃないかと思うんですけども、いかがですか。

○松井温暖化対策課長 県では年度ごとの排出量の実績などを公表しているんですけども、その折には2005年に排出係数を固定した数値とあとは変動した数値、あわせて公表させていただいております。今日はすみません、参考資料1-1につきましては固定の数字で説明をさせていただいております。排出係数は基本的には変動で数字を整理していく、実績を整理していくということが一般的ということなので、その整理でしたいと思っております。

○小川会長 よろしいでしょうか。

ほかには。

安原委員。

○安原委員 ちょっと細かいことを御質問したいんですが、第6章の地球温暖化対策、38ページの3の2で水環境・水資源分野、自然災害分野の内水による浸水被害の増加も懸念されますとはっきり書いてあるんですが、一方で41ページの表の6-1の中で気候変動による影響評価結果のところ、下から3分の1の河川、洪水のほうが大きいとあるんですが、内水のほうが現実では評価できないというのは、これは何かちょっとぱっと見ると矛盾するようにも受け取れるんですが、これは大きさ、程度、大きいか中程度か小さいというのを評価するというものなんでしょうか。それが質問の詳細です。

それから2つ目なんですが、同じく40ページの上のほうの地域気候変動適応センターという名称が出てくるんですが、これは新設された研究機関、あるいは県の機関なんでしょうか。ちょっとどういう機関なのかかわからないので御説明いただければと思います。

○小川会長 それではお答えを事務局のほうからお願いいたします。

○松井温暖化対策課長 まず、内水のところで、今後は内水の被害悪化が可能性があるんじゃないかという評価と、あとは41ページのところの内水のバーになっているところの整合性という話だと思います。こちらの41ページの影響評価結果につきましては、この短期的な影響・被害の発生程度という欄につきましては、可能であれば1980年代後半以降とそれ以前等との比較をするということになってございまして、その傾向が変わるといふふうに確証がとれない場合にはバーをつけると、そういう整理をしております。そういった関係で実際には内水という現象があるんだけど、この評価のところでは少しそういった意味ではなかなかかわからないという、そういう評価の仕方になっているということでございます。

○嶋田環境科学国際センター研究企画室長 それでは、埼玉県環境科学国際センターの嶋田と申します。よろしく申し上げます。

適応センターの件でございますが、昨年12月1日に国の法律として新たに適応法という法律が成立いたしました。この法律は今まで温暖化対策法、温対法という法律が緩和のみの法律だったということで、それに加えて今後適応策を推進をしていく必要があるということで、新たな法律として施行されたものでございます。適応法の中では地方自治体に、適応策に関連する情報発信機関として適応センターというものを設置するということが、努力義務なんですけれども義務づけておまして、埼玉県ではこの施行に合わせまして、適応センターを埼玉県環境科学国際センターに位置づけるということになっております。まだ新たに設置をしたばかりということがありまして十分事業の展開はできておりませんが、今後適応策に関連するような情報発信を行っていくというような施策を進めていきたいと思っております。

○小川会長 よろしいですか。

それではほかに。

○小島委員 2つ意見と1つ質問なんですけれども、まず14ページの1行目、3行目に再生されたみどりですとか、5行目に再生された緑地という言葉が出てきますけれども、緑というのが定義が広いので、やっぱり生物多様性のことも考えて地域在来種ですとか、そういったことを進めていくということを検討いただきたいなと思っております。

あとは31ページに、30行目に事業者に対する太陽光発電の導入支援というのがありますが、やっぱ

り今いろんなところで山林など削られて太陽光パネルがどんどん造られて、努力義務でのチェックもひっかからない程度の小ささにしたり、2つに分けたりとか、いろんなことで削られている状況があります。各市町村で条例を作らないと守れないというような状況にもなっていますので、温暖化対策で自然のエネルギーを使っていくことは大切なことだと思うんですけども、その導入のされ方というのと同時にちゃんとチェックできるような体制にしていっていただきたいというのと、あとやっぱり廃棄の部分までもセットで対応を考えていって進めていただきたいなと思います。

あと、質問が43ページの5行目の自然生態系分野と書いてあるところなんですけれども、地球温暖化対策の適応策としてのことが書いてあると思いますが、2つ目で生物多様性に資する具体的な施策や目標を設定しとありますけれども、この具体的な施策や目標は、もう今設定されているのか、それとも今検討されてこれからできあがるのか、もしわかっていたらちょっと教えていただきたいなと思います。

○小川会長 いかがでしょうか。

どうぞ。

○島田みどり自然課長 みどり自然課でございます。

最初の質問の13ページ、吸収源、自然環境のところでございますが、緑というのは委員おっしゃるとおりいろんな機能がございます。そうした中で人々に潤いと安らぎを与えるだとか、もちろん木陰創出、地球表面温度の上昇、下降といったこともあろうかと思っておりますので、そういった点でこの文言についてどういった形がいいかは、全体の計画の中でのことも併せて生物多様性、外来生物という御指摘もいただきましたので、検討させていただきたいというふうに思います。

また、自然生態系分野の具体的な施策も設定しということにつきましても、ここは今後の施策の中でどういった形で掲げていくかということもまた検討してまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○小川会長 2番目は太陽光発電にかかわった部分だったと思いますが、これについては。

○石塚エネルギー環境課長 エネルギー環境課でございます。

御懸念のことは、実際埼玉県、数多く出て来ておまして、私どもも太陽光を推進する一方で環境部としてあのように乱開発されるというのは非常に心を痛めているところでございます。

実際私どもで、この案件につきましては市町村と連携をしまして、まずはどういう時から住民に対してきっちり事業者が説明できるよということも含めたガイドラインを私どもでひな形をつくりまして、市町村でそれを設定をしていただくようお願いをして、現在26の市町村、特に山間地域の太陽光乱開発されるような地域の市町村は、ほぼ全てガイドラインを設定しております。あとはそのガイドラインをきっちり事業者に周知するとともに、やはり我々と市町村がその事業者に対して、住民にちゃんと説明するよというガイドラインをきっちり実効あるものにする必要があるなと思いますので、今後も引き続きその点については力を注いでまいりたいと思います。

○小川会長 それで、今の点は太陽光発電のさっき31ページのところを御覧になってお話があったと思うんですけども、その住宅用とかそういうところの下のところ、事業者に対する太陽光発電の導入支援という項があって、そこに安全性や周辺環境に配慮しつつというのが入っているんですけ

れども、もう少し今おっしゃったようなことを入れられる可能性があるんだっただらば、工夫ができないかということは考えてみてもいいんじゃないかという気がいたします。

それであと、太陽パネルのリサイクルの推進というところは28ページのところに特出して書かれているので、そのところをある意味で考えていただければ、一応、考えていないわけではないという状況にはなるのかなというふうに思いますが。

それでは、3番目の自然生態系のことについてはいかがでございますか。先ほどお答えになりましたですか。

○島田みどり自然課長 あわせてお答えしました。

○小川会長 わかりました。ありがとうございます。

それでただ、その自然生態系のところについても、少し私のほうも関連して発言をさせていただきたいと思いますが、ここの適応策のところについては、41ページのところにある影響評価ということで、短期的な影響とか長期的な影響を一定の形で考えて、その中から特に両方にわたって影響が大きいというものを42ページで重点の施策として取り出して、それでさらにその具体的なところを後ろで展開していくという構造でつくられていると思うんですけども、それで実は今おっしゃった自然生態系の部分については、短期的な影響というところは二重丸がついているんですけども、長期的なところが現状では評価できないという状態で、それでバーがついた状態になっていて、両方が重要という位置づけで入ってきていないので、必ずしも重点施策のところでは取り上げられる形になっていないということだと思うんですけども、ただ、現状で評価できないということで、いろいろな調査をしっかりとすることが必要だということは、ある意味で含んでいるんじゃないかと思うんです。それでそういったものを積み重ねた中で、ある程度非常に長期的にも重要な位置づけを持って考えないといけない問題だというような形では出てくる可能性があるんじゃないかというふうにして考えたときに、やはりこの自然生態系のところを少しそういった意味で重点施策としても位置づけて、ただ、わかっていない部分が多いので、しっかりした調査を埼玉県としてもできることはやっていくというような位置づけを持たせたほうが、少しいいんじゃないかなという気がしたんですけども、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

○松井温暖化対策課長 自然生態系の部分でございますが、まず国ではこの影響評価の見直しを2020年度に予定しておりまして、そういった気候変動による影響評価を2020年度に行いまして、21年度に国の適応計画を見直すと、そういう手順がございます。県もこの適応計画を作るに当たっては、国のそういった知見ですね、影響評価などを参考にさせていただいて、今回こういった形でまとめてございますので、国の動向などを見ながら必要な改正があれば、その辺のところをしっかりと対応していきたいというふうに考えております。

○小池環境部長 生態系の関係ですけども、確かに重要なことで、先ほどこの適応センターに位置づけられたという、環境科学国際センターにもそういったことを研究している研究員もおりますので、しっかり取り組んでいきたいと思っております。

○小川会長 ただ、そういった意味だとここの構造の作り方が、先ほど説明したような形で、生態系のところが重点施策のところを外される構造になっちゃっているんで、そこがそれでいいかどうか

というところは、もう少し深く考えていただいて、必要な対応があれば少し考慮いただいたほうがいいんじゃないかという気はいたしますけれども。

○小池環境部長 いただいております。

○嶋田環境科学国際センター研究企画室長 環境科学国際センターでございます。

若干補足をさせていただきますと、ここでは情報はやっぱり生態系に関しては、まだまだ不足をしているところで、そこにおきましては当センターとして、これから長期的な視点を持って観測などをしていきたいというふうに考えるところでありますが、根本的な問題としては緩和については、いわばオールマイティな対策で全ての分野に効果のある対策ではあるんですが、残念ながら適応策に関しては農業のように、高温耐性品種などをつくって非常に効果のある部門もあるんですが、かなり難しい分野というのがあります。生態系というのはある意味そういった分野の代表選手ということがあります。なので、諦めるということではありませんが、そういう視点も考慮して、長期的な政策というものが明確に打ち出せないところもあるということは御理解をいただければと思います。

○小川会長 わかりました。

ほかにはいかが。

小久保委員。

○小久保委員 私から諮問事項を踏まえて3点質問させていただきます。

まず、28ページ、これは先ほど御指摘ございましたけれども、太陽光パネルリサイクルの推進ということで、これ大変重要な施策なんですけど、これは具体的にちょっと掘り下げていただいて、いつまでに具体的に何をやるかというのを教えてください。

2つ目が、35ページのヒートアイランド対策についてです。

今、県の施策の中で、この太陽光発電を推進するということはわかるんですけども、一方でこのヒートアイランド対策ということの整合性について私は疑問を感じていまして、今太陽光パネル、特に10キロワット以上というのが埼玉県全体で3,110万平方メートルあるんですよ。ざっくり言って東京ドーム666個分埼玉県内にあるわけですね。言われておりますこのパネルの表面温度、夏場大体50から60度上がるんですね。つまりはこれだけの面積がある太陽光パネルがあるわけですから、これってヒートアイランドになっていないんでしょうか。これを県の施策で太陽光パネルを推進をしながら、一方でこの対策をやるという非常に矛盾を感じていますが、ちょっとお答えをいただきたいと思っています。

そして最後の3点目ですけれども、その下のところの川の再生事業、これ継続事業だと思うんですけども、これ県土整備のところにもかかわってくるかと思っておりますけれども、今回の台風の災害等によりまして、特に県におきましては県の管理河川で2川、そして国の直轄河川で3川決壊しているわけですね。こういったことを受けた中で、今後は砂防ですとか、あるいは護岸等とも、私は検証が必要でありますし、今までのものを同じように踏襲するという点について、私は甚だ疑問、違和感を感じるものでありますので、この点についてお聞かせをいただきたいと思っております。

以上お願いします。

○小川会長 3点御質問等あったと思っておりますが、順番に、まずは太陽光パネルの関連の部分からいか

がですか。

○山井産業廃棄物指導課長 産業廃棄物指導課でございます。

今の御質問にお答えいたします。

まず、リサイクルに関しての取組でございますけれども、こちら県と環境産業振興協会、産業廃棄物の協会と、あと環境科学国際センターの研究者とで検討会というのを3年ほど前から続けてきておりまして、そこで情報共有であるとか、新たな技術開発に向けた検討等を行っております。また、環境科学国際センターに破砕機を設置しておりまして、そこで破砕実験等を行って、効率的な太陽光パネルのリサイクル技術でどういうものが進められるかというところを検討しているところでございます。今後こういった知見が得られたものを県内の処理業者さん等に展開するとか、さらにそこでデータをとっていただくとかということでリサイクル技術の確立につなげていきたいと考えております。

ちょっといつまでにというところが、まだいろいろ技術的にも変わっていきだとかということがあるので、なかなか5年とか10年とか申し上げられないところではあるんですけども、着実に結果を少しずつでも県民の皆様にお示ししていきたいというふうに考えています。

○小川会長 1点目はよろしいですか。

それでは、ヒートアイランド対策との整合性の部分についてお願いいたします。

○松井温暖化対策課長 太陽光パネルを設置することによって、どの程度そのヒートアイランドに影響があるのかということについては、すみません、ちょっと知見を持ち合わせてございません。ただ、先ほど来御説明させていただいておりますけれども、太陽光発電の導入などにつきましては、安全性とか周辺環境の配慮というところを考えながら設置していくということでございますので御理解いただければと思います。

それとあと、河川のところでございますけれども、御質問のあった35ページにつきましては、環境にやさしいまちづくりの推進ということで、自然環境に親しんでいただけるような観点を取り入れた中での川の水辺空間の整備・拡充でございます。震災とかそういった河川の浸水予防などの部分につきましては、適応策の中で、河川に必要な河川整備などをやっていくと、そういう整理でございます。安全の部分をしっかり取り入れながら親しみのあるそういった川の利用などもしていただけるようなそういうことを進めていくということでございます。

○小川会長 よろしいですか。

○小久保委員 まあ、よろしいです。

○小川会長 ほかに。

宮崎委員。

○宮崎（善）委員 太陽光の話が続くんですけども、前回のときの審議会でも太陽光の話をしていただきましたけれども、先ほど来も出ていましたけれども、例えば緑を守る保全を考えたときに、先ほども出ていましたけれども、ほとんど山間部とか山を、木を切り開いて太陽光が設置をされているんですね。先ほど自然環境に配慮しつつということで、すごい言葉はすごい難しい言葉だと思うんですけども、結局今回の台風19号でも、私どものところも太陽光設置をしたところが、当然木を切り開きますから、山肌見えていますから、そこに今回みたいな台風、大雨が降ると土砂崩れの発生も

出てくるわけですね。そういった部分で、先ほど条例の話も出ていましたけれども、ガイドラインは当然今設置をしているところが増えてきていると思うんですけども、やはり条例を県のほうも廃棄、リサイクルも含めてぜひ今後検討をしていただかなければ、この太陽光の乱開発あるいは、乱開発をすれば必ず今度撤去がきますので、例えば土地は賃貸借で借りている場合は当然原状復旧という約束をしていますので、廃棄が出るというように思うんですけども、当然設置をされている自治体の懸念する部分というのは、そのまま設置されたままどこに行かれたら、それをどうするんだという話は絶対ついてくるんですね。これ住民の方からも直接そういう話も出ますし、先ほど小久保委員のほうが言ったように、もう夏の暑い時期ですと相当やはり気温、パネルの温度が上がるということで、周辺的环境というのは大分変わってきているんだろうというふうに思いますけれども、私は自治体の立場で出ささせていただいていますけれども、市町村の中ではやはりこの太陽光パネルの設置についてのガイドラインで果たして守れるのだろうか、そういった部分で条例制定をしている市もございましてけれども、そういったことも含めて、ぜひ市町村と連携をとって御検討いただければありがたいというふうに思います。これは意見で結構です。よろしくどうぞ。

○小川会長 御意見ということでしたけれども、もし事務局のほうでお答えがありましたらお願いいたします。

○石塚エネルギー環境課長 エネルギー環境課でございます。

委員には前回も御質問いただきまして、すごく前進する答えがこの何か月で用意できるわけではないですが、若干期待できる国の動きといたしましては、FIT法の改正に向けた小委員会というのが国で何個かできておりまして、その中で見ますと、かなり現状の地域において課題になっていることについて有識者の議論が行われております。したがって、そういうことにつきましては、私どもでも要望等で随分国にもいろいろ上げておりますけれども、ぜひその中で、現状のようなことがかなり改善されるような法体系になるということをまず私どものほうで期待したいと思っておりますし、私どもの地域としても意見を述べていきたいと思っております。その推移をまずは見守りさせていただきたいと思っております。

それから、市町村に寄り沿って太陽光等の問題をということにつきましては、引き続き最大限努力を図ってまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○小川会長 よろしいでしょうか。

どうぞ。

○小池環境部長 じゃ、追加で、確かに太陽光の乱開発の問題、いろいろ問題になっているかと思いますが、ガイドラインにしても条例にしても、結局申請があつたり届出があつたりしてからの対応になるという点では同じかと思うんです。FIT法ですので、もう事業者が認定を受けていて、どこの事業者がどこのところを予定して認定を受けているというのはもう公開されているわけですね。そういった情報もあるわけですから条例とかガイドラインというよりも、そういった事業者に直接当たるような対応のほうを今検討させていただいております。いろんな点で安心していただけるような太陽光の推進というものを最大限考えております。

○小川会長 どうぞ。

○宮崎（善）委員 今、環境部長のほうから、そういう強いお話を聞いたんで、事業者にも正直いろいろ、おわかりだというふうに思いますけれども、そこなんですよね。そのところをしっかりと制限をしていただければ市町村としても心強いという部分もありますので、本当にまちまちなんですよ。余り詳しくは言いませんけれども、よろしくどうぞお願いします。

○小川会長 よろしいでしょうか。

横田委員。

○横田委員 本日初めて参加させていただいております東京都市大学の横田と申します。よろしくお願いいいたします。

2点ほど意見を言わせていただきたいんですけれども、1つはホットスポットになるようなデータというのはどれぐらい追加で出せるのかという観点でちょっと申し上げたいんですけれども、産業・業務部門に関してBAUの推計値に関して、業務のほうはまだ負荷が大きい中で、緩和策の中では一体的に扱われているという点が少し気になっておまして、これは業態ですとか、場合によっては地域という話もあるかと思うんですけれども、そういった少しカテゴライズした形で実際の取組の貢献度というのが、もう少しデータとして出せないものなのかなというふうに感じました。業務部門に関しては特に例えばZEBですとかグリーンビルというような動きもある中で、もう少しハードでできることというのが具体的に提示できる場所はあるかと思えます。そういう意味では工場系ともう少し分けた具体的なカテゴライズが可能な部分が多いんじゃないかなというふうに思っております。データに関して少しバックデータがもう少し出せたらいいんじゃないかと思いました。

2つ目が土地利用のレベルで、そういったことがどれぐらいまちづくりにおいて参照できるようなデータがあるのかなというのが伺いたいところでして、地域性が非常に大きい中で、これから立地適正化ですとか、地域循環共生圏というものが出てくる中で、どういったエリアで、どういった業態で、どういった部門に関して施策を打っていくべきなのかという、市町村連携のあり方がもう少し具体的になるといいのかな、そういった点もやはりもう少し空間的に捉えたような情報というのがあるといいなと思うんですけれども、そのあたりのデータに関してどういったところが出せそうなのかということをお伺いしたいと思います。

○小川会長 1つ目が産業部門と業務部門の取扱い方、それからもう少し具体的な中身のところでのお話を入れることはできないだろうか、それから2番目が土地利用に関する情報についてだったと思いますけれども、じゃ、産業・業務部門のほうからまずお答えがあればお願いしたいと思います。

○相澤温暖化対策課主幹 産業・業務部門につきましては、県の施策で行っている中で共通する部分が多いというところで、今回このようなカテゴライズにさせていただいたところがございます。実際には、例えば埼玉県独自でやっております目標設定型排出量取引制度という制度がございますけれども、そちらの制度の中では産業部門と業務部門、いわゆる工場とオフィスビルで、その求める削減率の割合を変えるといったような措置をとっております、より業務ビルのほうに大きな削減を求めているという状況がございます。また、この削減の目標を設定するに当たりましては、それぞれ産業部門と業務部門に分けて、どういった対策が可能かということをお算定しております。具体的には資料の1-1の2ページでございますけれども、2ページの右側で26%という削減を求める過程におき

ましては、削減措置をそれぞれ産業部門が231万トン、業務部門が212万トンということで、それぞれ業態に合わせた削減対策というものを積み上げてこの数値を出しております。ということで考慮はしているんですが、今回こういう表現で提出をさせていただいたというところでございます。

○小川会長 よろしいですか。

○横田委員 業態の内訳に応じたデータというのは、ここには載っていないという。

○相澤温暖化対策課主幹 そうですね、産業部門については、製造業や建設業等に分けて算出をしておりますけれども、業務部門についてはちょっと詳細なデータは使っておりません。

○横田委員 わかりました。

○小川会長 それから、もう一つは土地利用に関する情報という点はどなたが。

○松井温暖化対策課長 すみません、土地利用の部分につきましては、細かな積み上げとかデータというのは特に持ち合わせてはおりませんが、具体的にはどういったものがあるかと。

○横田委員 市町村レベルの削減目標が、どういった形で地域ごとによって変わってくるのかというのが見えるようなデータというのがあるのか。

○松井温暖化対策課長 すみません、市町村ごとには今回削減目標とかをつくる段階では積み上げてございませんので、どこの地域で例えばどのぐらい減らせるとかそういったこともございません。ただ、進行管理の中では市町村ごとにCO₂の排出実績などを公表しながら、どこが進んでいるとか、取組が少し足りないとか、そういったところも見えてくればいろいろと個別に考えていきたいというふうには思います。

○横田委員 適応センターさんのほうでいろいろと空間的な分析などもされると思いますので、そういったデータなどが蓄積されるとよろしいかなと思います。よろしく願います。

○小川会長 わかりました。ありがとうございます。

今、11時半になりましたが、保倉委員が所用があるということで御退席になりましたが、一応御報告させていただきます。

ほかにはいかがですか。

○泉委員 12ページの目指す将来像というところで、脱炭素化が進み、気候変動にも適応した持続可能な埼玉ということで、私は埼玉の県民としてお話ししたいと思います。前回は食料自給率についてお話ししましたが。こういうのが埼玉から配られた、皆さんお読みでしょうか。今月は埼玉県の地産地消月間ということで、これは本当にこの内容を読みますと、これが本当の埼玉ではないかなと思います。縄文時代からこの平地に、肥沃な大地に、あるいは平地、さまざまな内地、平地、山地とか、さまざまなバラエティーなところでさまざまな農産物がとれてきたわけですが、これを今後持続していくということで、地球温暖化は本当に食料の不安というのが非常に県民としても不安に思います。また、こういった農業を続けることによって炭素補填にもつながってくると思いますので、ぜひとも環境政策課としても、この冊子に出るような内容を県民のほうにもお伝えいただいて、啓発活動していただければ。

○小川会長 どうもありがとうございます。

ただいまの御意見、もしコメントがあればお話ししたいと思います。ありますか。

○小池環境部長 しっかり受け止めさせていただきます。

○小川会長 ほかには。

○吉川委員 今、消費者との対応の中では、食品というとゲノム編集とそれからキャッシュレス決済と、環境というレジ袋が象徴的なプラスチック、今関心集まっているわけで、それでちょっと心配というかミスリードしちゃいけないなと思っていることとして、この間、生分解プラだとかバイオプラスチックとかもこの資料にも載ってますけれども、消費者の心理って難しくて、太陽光もそうだと思うんですが、何かそれはいいものだと、安心なんだ、安全なんだという何か神話的なものが生まれると、じゃ、生分解という、私も知識がないんですけれども、どこで分解するのかと、空气中、地中、海水、あるいは埼玉は川が多いんですけれども、川だったら分解してくれるの、あるいは分解するそれぞれの、じゃスピードはどういうことなんだろう、何日で分解するのか。分解するときはCO₂は発生するのかしないのかというような基準なり定義なり、そういうのがよくわからずに生分解みたいな言葉だけで丸められてひとり歩きをしたときに、何かほっとしちゃって、実は生協はマイバッグ持参運動というのを本当に7割、8割ぐらいの組合員さんも含めて、ものすごいエネルギーもかけて会話もしてやっているわけで、要するにそのレジ袋をやっぱり削減する、それは裏を返すとバッグをつくる、そのバッグができればプラスチックじゃないほうがいいわけですよ、というようなぐらいの何かその投げかけをしないと、その言葉がひとり歩きしたときにちょっと心配が、それを一旦定着した行動を変容するのは大変ですので、ぜひ28ページの県民に働きかけていきますということを一緒にやれることあるかと思えますけれども、正確な情報をちゃんと伝えて、持ってこようよと、事態をこうしていこうぐらいの構えをつくっていかないと心配だなという懸念も含んでいるという。

○小川会長 何か事務局のほうからあればお願いしたいと思いますが、御発言はありますか。

○河原塚資源循環推進課長 資源循環推進課でございます。

今お話があったとおり、レジ袋に関しては恐らく国のほうで来年の7月をもって有料化という方向で進んで、その中に生分解、まだ確実な情報ではないんですけれども、生分解性プラについては除外するとかそういう話が出てきております。

確かに委員のおっしゃったとおり、生分解性プラについては本当にどれがどうなんだというところが、正確な情報というのがまだよくわかっていないところもありますので、それについては県のほうも3Rの普及という中で、例えば年間で1万人ほどを対象に、市町村と連携して3R講座とか県政出前講座とかをしていますので、そういう中で正確な情報というのをしっかりと県民の皆様にお伝えしながら、そういった間違っただけの方向に行かないようにしていきたいと思えます。

○小川会長 よろしいでしょうか。

飯塚委員が11時40分というふうに向っていますので、お時間が来たら御退出はよろしく願いいたします。

それでは、ほかには。

どうぞ、田上委員。

○田上委員 不明な点がありますのでどこなのか教えていただきたい。1点目、単純なんですけれども、緑を失わないための努力をしますというのは、どこに盛り込んであるんですか。

2点目、緑を創出しますということについてなんです、グリーンインフラという言葉が御存じかどうか、それでグリーンインフラを盛り込んでないのは何かそういう考え方がないのかとか、いろんな地球温暖化とかというのがあるのかどうかという2点をちょっとお答えいただきたいと思います。

○小川会長 じゃ、お願いいたします。

○島田みどり自然課長 みどり自然課でございます。

先ほど小島委員さんのほうからもお話あったところで申し上げますと、13ページのところの吸収源、自然環境のところの1枚めくっていただいたところ、自然環境の話、また再生された緑地により、ヒートアイランド現象を緩和していますというくだりがあります。

そしてまた29ページ、まず5番の具体的な取組としての吸収源対策(1)で森林の整備、それからめくっていただいて30ページのところに緑地の整備という形で記載しております。

それとグリーンインフラについては、東日本大震災の事例の中で例えば堤防のように、インフラ整備とそこに例えば緑というものを組み合わせていくにはどうしたらいいとか、そういったことがあるのは存じ上げている、ただ、今県の政策において、ここに具体的に書けるような状況ではありませんので、今後の大きな検討課題であるかなというふうに思っております。

以上でございます。

○小川会長 ただ、一番最初に気になった御質問は、緑をつくりだすほうは今御説明があったように、ある程度指摘されているんだけど、むしろある緑を失わないように頑張るといふ部分については、何かある意味で書き加えることはないのかというようなどころをお聞きになっているんじゃないかと思うんですけども。

○島田みどり自然課長 まず具体的にもう少し申し上げますと、30ページのところに緑地の整備については、施策として身近な緑の創出ということ、そしてまた身近な緑の保全ということで、現在私もここに書いてあるような新たな屋上緑化であるとか、壁面緑化などの事業、そしてまた緑化計画届出制度のような事業を今後もやっていきたいということ。

あと身近な緑の保全につきましても地域制緑地指定であるとか、緑の公有地化であるとか、そうした市民団体の皆様との連携であるとか支援であるとか、こういった取組をやるということはここに盛り込みさせていただいております。

以上でございます。

○小川会長 わかりました。

ということは保全という言葉の中にある程度それが込められていると、緑を失わないようにという方向で頑張るといふ部分が込められているということによろしいですか。

○島田みどり自然課長 今ある守るものという意味で言うと、県の施策においては保全という言葉を使って、それについて取り組んでいるというところでございます。

○小川会長 という御説明ですけれども、よろしいでしょうか。

○田上委員 弱いんじゃないかなと思います。何か項目だてしたっていいんじゃないかというのがあって、それが何ができるかというよりは、失ったものについての考え方がなかったら、幾らこういうことを新たにしていきたいと思いますというふうにはなっていないんじゃないかと思います。だから、い

ろんなことを考えると、緑を失わないための努力の中に、例えば怪しい業者には太陽光パネルの基地をつくらせないとか、そういうことになっていくんじゃないかなと思うので、つくるものを地球温暖化対策として緑を入れていきましょうというのはわかるんですけども、あるものでこれはなくしちゃまずいんじゃないのということについて、もう少し何かこちらでも温暖化対策に盛り込んでいますんでという、緑を失わないという何か項目があってもいいんじゃないかなというのはあります。

グリーンインフラについて触れたのは、関心事としては押さえてもらいたいので、やっぱり民間レベルではとても進んできているので、いろんな場所が注目される場所として整備されているんですけども、なかなか公共の場では難しい部分があるので、ただ、それをないがしろにしたまま進んでいっちゃうと、いつまでたってもそういういいものが取り込まれないままになってしまうので単純なこと、先ほどの話に戻りますけれども、失わないための何か考え方としての項目だけ出していただけると、すごく単純でわかりやすい対策項目として浸透するんじゃないかなと思います。

○小川会長 特に今おっしゃった考え方のほうは、例えば14ページの吸収源、自然環境のようところで4つぐらいポツがついて記載されていますけれども、そういうところに少し考え方として入れる工夫はできないかどうかみたいなところを、少し御検討いただければいいんじゃないかという気がしますけれども、いかがですか。

○小池環境部長 御意見ありがとうございます。

確かに整備の中に保全も含めて書いてしまっているんで、整備というとどうしても何かつくるみたいな感じ、整備と、守っていくんだという保全と、もう少しわかりやすく工夫、検討したいと思います。

○小川会長 だから具体的なところは保全という言葉では分かれた項目として、それぞれ緑のところも森林のところも書かれてはいるんですね。

○小池環境部長 大きな項目の整備という（１）の森林の整備の中に保全が入っていたりとか、（２）も緑地の整備の中に創出と保全が入っていたりというようなところもございますので、少しそういったところも工夫してみたいと思います。

○小川会長 それはちょっとそれでは御検討いただいて、よろしくお願ひしたいと思います。

よろしいでしょうか。

ほかには。

私のほうがまだ若干ございまして、1つは、適応策のところの構造は先ほど御説明をしたような構造になっていると思うんですけども、その重点施策として掲げられた後で、また個別の分野、一番最初に一定区分けしている分野に分かれて、それで全部について言及してあって、その部分がやはり濃淡が余りない状態でリストアップされている構造になっているものですから、ここも重点施策ということで表6-2のような位置づけを持たせたら、書くこと自体はいいと思うんですけども、少しそこに濃淡をつける工夫を先ほどの温暖化のところと同じように考えていただく必要があるんじゃないかなというのが1点目です。

それから、もう一つは、温暖化の緩和策のほうで具体的に書かれている内容の中に、単純には例えば太陽光パネルのリサイクルの推進とか、プラスチックごみの発生抑制とか言われたときに、それが

地球温暖化の緩和策にどうつながっているんだとって、ぱっと単純には理解できない、これ関係あるのかと逆に普通に考えると言いたくなってしまうような部分が少しあるような気がするので、そういうところを少し確認していただいて、その緩和策とどうつながっているのかということが、やはり理解されるようには少し工夫をする必要があるんじゃないかという点が2点目です。

それから、3点目は50ページの最後のやり方のところで、PDCAサイクルが出てくるんですけども、PDCAサイクル自体はもういろんなところで言われていると思うんで、どういう形でこのPDCAサイクルを使って全体を進めていくのかというところが少し、もう少し言及されたほうがいいんじゃないか。多分大がかりに改善とか、それをやるのは真ん中の5年たったぐらいのところでチェックを入れるような話だと思うんですけども、そういった意味では毎年例えば何をやっていくのかとか、5年に一遍ぐらいでチェックをきちっとやってアクションにつなげていくようなことをやっていくとか、そういったところの具体性を持った話がもう少し記載されてもいいんじゃないかなという気がしましたので、それは少し御検討お願いできないかなというふうに思います。

それであと、質問の形になっちゃうんですけども、38ページのところです。これ多分カラーだと何かはつきりわかる構造になっていると思うんですけども、白黒なんでわからないんですけども、この2.6、4.5、8.5というシナリオで埼玉県東側と西側の違いが描かれるようになっている、ここで示されているのは、一番右側の基準年に対する上昇の違いがこういうふうに違ってくるんだよというのを示そうとしているのか、何を示そうとしているのかというところなんですね。というのは表の上のところは2℃から20℃で色分けで違いがありますよと書いてあるんですけども、それが2℃から20℃になっているもんだから、一番右側のやつだったら、せいぜいゼロから5度ぐらいの間でグラフをあらわせばいいんじゃないかと思うんですけども、そこはちょっと整合性がとれなかったものですから、それでこの2℃から20℃というのは一体何を示しているんですかということを確認をしたかったんですが。

○松井温暖化対策課長 すみません、資料の概要版、「ストップ温暖化埼玉ナビゲーション2050」の一番後ろというんでしょうか、表紙の裏側ですね、そちらにカラー刷りのものがございまして、2℃から20℃というのが色で分かれていまして、それが右側のところで将来的にどうなるかと、2081年から2100年の間でどういうふうになるかということをお示ししたものでございます。

○小川会長 そうすると、これ県内の平均気温が一番低いのは2℃ぐらい、山間部かもしれませんが、ということですか。1年間を通じて2℃なんていう状態があるということですか。

○嶋田環境科学国際センター研究企画室長 環境科学国際センターです。

下にある表が県全体の平均気温が将来どれぐらいに変わるのかというものになっていまして、それが県全体の平均はそうなんですけれども、地域によって若干違いがあるということで、もともとの平均気温自体が例えば山間部は低いので、かなり青みが強いわけですが、そこもRC P8.5シナリオではかなり黄色に寄ってしまいますよということをお示ししたくて、こういう図にしているという。

○小川会長 ただ、ちょっと平均気温が山間部でも2℃って低いんじゃないかなとか、何となくそんな気がしたものですから、それでなんですけれども。

○嶋田環境科学国際センター研究企画室長 実際には山間部といっても、2,500mとかの平均気温です。

○小川会長 かなり高いところの山の上ということで。わかりました。

じゃ、全体的な温度が2℃から20℃で平均気温としてあって、その分布がどう変わるかというのを示したものになっているという理解でよろしいですね。

前のほうで申し上げた件について、もし何かコメントがあればお願いしたいと思いますが、いかがですか。

○松井温暖化対策課長 それでは、まず関連のところでしょうか。

太陽光パネルのリサイクルがどういうふうに関係策につながっていくのかということですか。

○小川会長 ただ、それだけに限定した話ではなくて例として挙げましたので、緩和策とどうつながるかという部分で、少し説明を加えていただいたほうが良いところがあるんじゃないかということです。

○松井温暖化対策課長 ありがとうございます。その辺のところはまた整理します。

○小川会長 じゃ、時間もあれですので、泉委員、御発言があるということですからお願いします。

○泉委員 今の埼玉県のその今のカラーの図ですけれども、これは私は温帯から熱帯に移行していくという図じゃないでしょうか。ですから、今は温帯の埼玉県ですけれども、それが熱帯に移行して行って、それに伴って農作物の障害が起きてきますよというそういう図かなと思いますけれども、いかがでしょう。

○嶋田環境科学国際センター研究企画室長 すみません、先ほどの会長の御質問なんですが、もしかしたらスケール自体がちょっと誤りがあるという可能性がありまして、これはもう一度確認をさせていただきたいと思います（確認の結果、誤りなし）。

予測に関しまして、まさに上限気温が上昇するということでして、RCP8.5シナリオというのは、ほとんど対策を行わなかったときのシナリオでございますが、その際は埼玉県の年平均気温は、今の鹿児島とか宮崎とかそれぐらいの平均気温と同じぐらいになるだろうというそういう予測になっております。

○小川会長 いずれにしても高位のシナリオで進んだ場合は、相当高い温度上昇を考えないといけない事態があるので、そうならないようにむしろ頑張っていかなければいけないということですよ。

ほかには、大体時間がきては……。

どうぞ、小島委員。

○小島委員 43ページの適応策の自然災害分野の河川のところなんですけれども、やっぱり今年の台風でダムと堤防による対応ではちょっと限界があるのかなということがわかったかと思えます。それにこういった激しい気象というのがますます増えるんじゃないかなと思うんですけれども、その対応ということで、例えば河川がいつも氾濫するとわかっているところ、何か例えば買い取って行って人が住めないようにするとか、アメリカにバイアウト政策などありますが、すごい長期的な視野での土地の利用の仕方とかというのを検討はされていくんでしょうか。

○小川会長 ただいまの点はいかがですか。

○松井温暖化対策課長 まちづくりの中で、当然どういう地域にどういう施設を置けば安全が増すとか、そういったことは当然考えていくものだと思いますんですけども、そういった将来予測に基づいて、まずはやれることをやって、後はまちづくりだけでは対応できない部分についてはしっかりと情報を発信して、個別の住民の方がしっかりと対応できるようなそういう防災教育とか、そういったことも進めながら安全なまちをつくっていくということになるんだなと思います。

○小川会長 よろしいでしょうか。

ほかには。

それじゃ、そろそろ時間も来ていますので、今日そういった意味ではかなり広範にわたっていろいろな御意見をお出しただけたと思います。それで、お出しいただいた意見をこの諮問事項の計画の中に直截的に反映しようと思っても、必ずしもなかなかできないこともあるかもしれませんが、できるだけ御検討いただいて、採用して反映できるものは少し工夫をしていただくということでお願いをしたいと思います。一応この案件につきましては、本日いただいた御意見を踏まえて最終的には私のほうでも答申の案を確認させていただいて、次回の審議会に諮れるように御用意をさせていただきまして、それで次回の審議会で最終的に御議論をいただくと、お示しをしたいというふうに考えておりますので御了承をいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○小川会長 ありがとうございます。

それから、きょう大分ぎりぎりのところまでいろいろ御意見をいただいたんですけども、まだ言い足りないとか、こういうところが少し後からよく見るとということで、お気づきの点があったら御意見を事務局のほうへ寄せていただくということでよろしいですか。

いつ頃までにお寄せすると、次のために間に合うという状態で、やっぱり何かしらのタイムリミットはちゃんとあったほうがいいと思うんで、いつ頃までにお寄せいただくということで考えますか。

○松井温暖化対策課長 そうですね、最終的には県民コメントを今後かけていく予定なので、1月ぐらいまでにいただければ最終的な案をつくる上での、1月上旬ぐらいまでに意見をいただければ。

○小川会長 上旬ぐらいまでですか。ただ、そこまで考えているときっと忘れてしまう可能性はあると思うんで、早目に気づいたことはコメントを寄せていただくということで、それでこの委員会からの委員の皆さんから出された意見が1つと、専門委員会が何かやられていて、まだ検討されていると思うんで、そこでも出た意見と、それからパブリックコメントにかけた意見と、その全部を反映させて……

○小池環境部長 また議会のほうにもまたこれから御報告させていただきます。

○小川会長 それと議会ですね。それで、その全部を反映させて、一応最終的なものをここでまた御議論いただくという形だということでよろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○小川会長 ということでですので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、本日の審議会の議題はこれで全て終了いたしましたこととなりますので、令和元年度の第2回環境審議会の議事をここで終了したいと思います。

本日はどうもいろいろ御協力をいただきましてありがとうございました。

では、事務局のほうにお戻ししますのでよろしくお願いたします。

○司会（宮原） 小川会長初め委員の皆様、どうもありがとうございました。

次回の審議会は令和2年2月頃の開催を予定しております。

また、本日の審議状況につきましては、議事録及び議事資料を後日ホームページで掲載いたします。

以上をもちまして、令和元年度第2回埼玉県環境審議会を閉会させていただきます。

お疲れさまでございました。

午前11時56分閉会